

(証券コード 6059)
平成28年6月13日

株 主 各 位

福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目10番10号
株式会社ウチヤマホールディングス
代表取締役社長 内 山 文 治

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年4月の熊本地震により、被災された皆さまには心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。また、このたびの地震に際し、株主の皆さまをはじめ、関係各位からいただきましたご厚情に対しまして、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか3頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照の上、インターネットによりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県北九州市小倉北区浅野1丁目1番1号
ステーションホテル小倉 4階 「吉祥の間」

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第10期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.uchiyama-gr.jp>) に掲載しておりますので、株主総会招集通知添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - ③連結計算書類の「連結注記表」
 - ④計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ⑤計算書類の「個別注記表」
 - なお、株主総会招集通知添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.uchiyama-gr.jp>) に掲載させていただきます。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月28日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

事業報告

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、政府や日銀による経済政策、金融緩和により、企業の業績が向上し、雇用情勢が改善傾向にあるなど緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、海外経済の減速や原油価格の下落に加え、年明け以降の為替や株式市場の不安定な動きなどの懸念材料があり、依然として、不透明な状況が続いております。

このような経営環境下におきまして、当社グループは、各セグメントにおきまして、事業戦略に基づく営業活動等を積極的に推し進めてまいりました。また、事業間のシナジー効果を向上させる取り組みとして、飲食事業所属の料理人が介護施設に出張し、入居者に対して「まぐろの解体ショー」等のケータリングを積極的に行いサービスの付加価値を高めるなどしたほか、カラオケ事業、飲食事業間において、2次会の利用促進を行い顧客の回流による集客の向上をはかるなどしました。また、経費の見直しなどを行い、コスト削減を進めることで経営の効率化に努めました。

この結果、当連結会計年度の売上高は23,897,098千円（前年同期比1.1%増）、営業利益は128,726千円（同91.0%減）、経常利益は324,901千円（同79.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は983,096千円（同23.8%減）となりました。

各セグメントの業績は以下のとおりであります。

① 介護事業

介護事業におきましては、介護付有料老人ホーム5カ所を開設したほか、サービス付き高齢者向け住宅1カ所、グループホーム2カ所、ショートステイ3事業所、障がい者通所支援事業放課後等デイサービス1事業所を新規開設するなど、積極的な展開をはかりました。また、介護付有料老人ホーム1カ所を買収により取得しております。これらにより、当連結会計年度末時点での営業拠点は71カ所136事業所となりました。既存施設におきましては、空室を減らすために、近隣の病院や居宅介護支援事業所への訪問による連携の強化を推進することで入居率の安定化を目指した結果、当連結会計年度での既存施設の平均入居率は89.6%となりました。（前期平均89.3%）。その一方で、平成27年4月より実施された介護報酬の改定率引き下げの影響を受けたことや、当連結会計年度では10カ所以上の介護付有料老人ホーム等の開設を行い、これらの管理人件費や施設維持費等は開設当初から固定費として一定額が必要となることから費用先行となり、売上高は12,836,667千円（前年同期比9.8%増）、セグメント利益は441,794千円（同51.7%減）となりました。

② カラオケ事業

カラオケ事業におきましては、既存店のリニューアルを29店舗行うなどして集客の回復に努めました。また、飲み放題のコースなどの獲得強化に努めるとともに、引き続きスマートフォン向けのモバイル会員の勧誘を行うなどしてリピート客の増加をはかったほか、飲食店の情報サイトを積極活用し集客の向上に努めました。しかしながら、消費税の増税以来顧客の消費意欲の低下が長期化しており、回復の兆しが見られなかつことなどから、売上高は8,558,664千円（前年同期比3.0%減）、セグメント利益は623,649千円（同53.0%減）となりました。なお、当連結会計年度におきましては長崎県に1店舗の新規開店、福岡県で居酒屋からの業態変更を1店舗した一方で退店を3店舗、居酒屋店舗への業態変更を1店舗行ったことから、当連結会計年度末時点での店舗数は97店舗となりました。

③ 飲食事業

飲食事業におきましては、既存店のリニューアルを4店舗行いました。また、3月にタイバンコクに海外2店舗目となる「かんてきやトンロー店」、12月に3店舗目となる「かんてきやプロンポン店」を新規出店した一方で国内において新規出店を1店舗、退店を3店舗、カラオケへの業態変更を1店舗行いました。これらにより、当連結会計年度末時点での店舗数は国内25店舗、海外3店舗となりました。既存店舗におきましては、消費税の増税以来顧客の消費意欲の低下が長期化しており、集客が減少傾向にあるため、タイムサービスの継続などにより集客の増加をはかったほか、法人顧客の獲得を目指し、企業訪問をするなどして、宴会需要等の獲得に努めました。この結果、売上高は1,928,555千円（前年同期比3.2%減）、セグメント損失は35,016千円（前年同期はセグメント利益117,460千円）となりました。

④ 不動産事業

不動産事業におきましては、販売用不動産の売買及び賃貸不動産の仲介業務等を中心に行っております。この結果、売上高は311,243千円（前年同期比60.0%減）、セグメント利益は86,538千円（同77.4%増）となりました。

⑤ その他

その他におきましては、ホテル事業において、円安の影響による国内旅行の活性化に伴う需要の獲得を目指し、広告媒体を活用し宿泊客の増加に努めました。この結果、売上高は261,968千円（前年同期比23.7%減）、セグメント損失は12,999千円（前年同期はセグメント損失10,576千円）となりました。

セグメント別売上高

区分	前期	当期
介護事業	11,688 百万円	12,836 百万円
カラオケ事業	8,825	8,558
飲食事業	1,992	1,928
不動産事業	778	311
その他の	343	261
合計	23,628	23,897

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、4,441百万円であり、その主なものは、介護事業の介護施設の新設、カラオケ事業のカラオケ店舗の出店及び既存店舗のリニューアル資金等となります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株発行及び社債発行等の特段の資金調達は行っておりません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社の子会社である株式会社さわやか俱楽部は、平成27年9月30日付で、有限会社萬屋の全事業を譲受けました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは「幼・青・老の共生」をコンセプトとして、「幼年～青年～老年、共に楽しく過ごせる社会作り」を目指し、介護施設やカラオケ店舗の運営を中心とした事業展開を図っております。

今後は、更なる広域展開を志向し、当社グループのコンセプトやブランドイメージを全国的に定着させるべく、各事業子会社、各事業セグメントにおける対処すべき課題を適宜精査し、その都度適切な対応策を講じてまいります。

当社グループとして、現在事業の拡大・推進にあたり重要な課題として認識している事項は、以下のとおりであります。

(全社)

① 人材育成の方針

当社グループの属する介護業界、カラオケ業界及び飲食業界では慢性的に労働力不足の問題を抱えております。当社グループにおきましては、対応策として採用に力を入れるのはもちろんですが、OJTを中心とした技術指導だけではなく、従業員研修制度に基づく各種取組みにおいて個々の成長をフォローし、職責や当社グループに対するロイヤリティーを高めることで定着率の安定化をはかってまいります。

② 管理体制の強化

当社グループとして、今後事業規模を拡大していくにあたり、人材の育成とともに管理体制を強化し、企業統治をより機能的に行っていくことが重要であると考えております。当社グループにおいては、管理・統制機能を担う各管理部門及び経営企画室を持株会社である当社に集約し、企業グループとして一体的な管理ラインを構築・運用することで、正確かつ効率的な企業統治に努めております。

(介護事業)

① 事業展開地域の拡大

当社グループは、九州を中心に介護施設及び事業所を展開してまいりましたが、事業の中心たる介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）については、介護保険施設等にかかる総量規制の対象となっていることから、従来以上にスピード感をもって新規開設をはかるべく、全国の自治体による公募に参加し、開設の認可を得られるように努めると同時に、業界再編に伴う既存施設のM&A案件の情報等も積極的に収集するなどして、事業規模拡大の方策を検討してまいります。なお、全国各地域を対象として考えておりますが、当該地域における事業展開の将来性を判断するにあたり、高齢者の居住状況や同業他社の有無、運営状況については、十分に調査を行っております。

② 接遇レベルの向上

当社グループの介護施設の入居者のほとんどの方が要介護認定者であり、そのような方々に快適な生活を提供するためには、自立支援の観点を持ち、過剰なサービスとならぬいために配慮することが不可欠であり、その見極めには知識や経験、正しい情報が必要となります。それらを適切に行っていくためにも、自社の研修制度を充実させ、それらを通じて、従業員の能力向上をはかるとともに、本質的なサービスの質の向上を果たし、少しでも多くの入居者の満足感や信頼が得られるように努めております。

③ 施設レベルの向上

介護施設において、利用者に安心、安全にお過ごし頂くためには、介護職員による接遇レベルの向上のみならず、施設の安全性や信頼性を確保する必要があります。当社グループでは、災害時を想定した防災訓練の実施や、日々のクリンリネスの徹底、厨房の衛生検査の実施などにより、安全、衛生管理に取組んでおります。また、介護事業においては、介護保険法や老人福祉法をはじめとする関係法令の周知は不可欠であることから、研修委員会等を通じて知識や技術指導を行うとともに、コンプライアンス委員会主導の下、コンプライアンス推進会による法令全般に係る指導の徹底に努めております。

④ 有資格者の確保

介護サービスの提供にあたり、看護師やケアマネジャー、介護福祉士等の有資格者の確保は不可欠であり、法令遵守の観点からも、有資格者の安定した雇用は重要な課題であると考えております。当社グループでは、有資格者の採用にあたって、知識・経験等を十分に考慮するとともに、入社後においても、能力や実績に応じて適宜待遇面の見直しを行うなどして、安定的な採用と定着率の向上を図っております。

(カラオケ事業)

① 遠隔店舗の店舗力強化

当社グループのカラオケ事業は、福岡県を中心とした九州・山口地区から三重県、滋賀県、広島県、東京都、兵庫県、茨城県、静岡県、神奈川県への進出を果たし、広範囲に渡る地域展開への足がかりをつくってまいりましたが、新規に参入した遠隔地域における店舗のブランドイメージ定着、収益確保には時間を要する現状があります。このため、今後全国展開を推進するにあたり、屋号である「コロッケ俱楽部」の知名度の向上を図る必要性を感じており、積極的な宣伝活動の推進や、地域の競合他社や顧客の情報収集をこまめに行うことで、客観的に店舗のサービス力、商品力を評価し、迅速に見直しを行う体制の構築に努めてまいります。

② 競争激化と他社との差別化

カラオケ事業者各社の出店は、当社グループと同じく都心、駅前および繁華街立地が中心となる傾向にあり、各地域での競合が激しさを増しております。当社グループとしては、繁華街立地で見込みやすい宴会需要に対して、コースメニューを充実、飲み放題・歌い放題プランの種類を増やすなどして他社との差別化を図っております。

(飲食事業)

① 競争激化と他社との差別化

国内飲食業界においては、顧客の消費意欲の減退に伴い競争が激化しており、今後もその状態が継続すると考えられます。当社グループにおいては、競争力のある商品力、サービス力、価格設定等を隨時検討するとともに、既存店舗の業態変更やリニューアルを行なうなどして、対応策を講じてまいります。また、日本食の需要の高い海外での店舗展開についても引き続き検討してまいります。

② 商品力、接客の強化

当社グループでは、顧客のニーズを汲んだ商品提供を適時に行うために、料理長会議を月一回実施しており、既存商品のプラッシュアップや新商品の開発に取組むとともに、品質や安全性について研鑽を積んでおります。また、接客についても、積極的な採用活動による優秀な人材の確保と教育・研修を通じたサービススキルの向上を図っております。

③ 衛生管理の強化

衛生上の事故を予防し、顧客の信頼を保つことは、飲食事業を継続的に運営する上での前提となります。当社グループでは、専任の環境パトロール担当者を設置し、クリンリネスのチェックを行っている他、カラオケ事業を含めた全店舗において外部業者による定期的な衛生検査を導入しており、客観的な検証を通して衛生管理の精度の向上に努めおります。

(6) 財産及び損益の状況

区分	平成25年3月期 第7期	平成26年3月期 第8期	平成27年3月期 第9期	平成28年3月期 (当連結会計年度) 第10期
売上高	19,968,430 千円	21,758,577 千円	23,628,459 千円	23,897,098 千円
経常利益	1,935,533 千円	2,411,275 千円	1,554,115 千円	324,901 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,377,369 千円	2,217,506 千円	1,289,725 千円	983,096 千円
1株当たり当期純利益	75.83 円	114.10 円	59.66 円	46.11 円
総資産	25,522,983 千円	30,642,721 千円	32,693,177 千円	30,912,409 千円
純資産	10,540,389 千円	14,309,016 千円	15,386,015 千円	15,285,755 千円
1株当たり純資産額	568.81 円	661.89 円	711.35 円	765.54 円

(注) 当社は、平成26年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。このため、第7期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社さわやか俱楽部	200,800 千円	100 %	介護事業・不動産事業・その他の事業
株 式 会 社 ボ ナ 一	84,800	100	カラオケ事業・飲食事業・不動産事業
Bonheure(Thailand)Co., Ltd.	6,000 千THB	49 (49)	飲 食 事 業
KANTEKIYA(THAILAND)CO.,LTD.	4,000 千THB	100 (99)	飲 食 事 業

(注) 1 「当社の出資比率」欄の（ ）内の数字は間接所有割合であります。
2 平成 28 年 2 月 12 日にタイに当社及び株式会社ボナ一並びに Bonheure(Thailand)Co., Ltd. 共同で KANTEKIYA(THAILAND)CO.,LTD.を設立しております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

事 業	事 業 内 容
介 護 事 業	有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、グループホーム、ショートステイ、ヘルパーステーション、ケアプランセンター、デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護施設、障がい者通所支援事業放課後等デイサービスの運営
カラオケ事業	カラオケ店（コロッケ俱楽部）の運営
飲 食 事 業	飲食店（かんてきや、かまどふっくら、素巣、再生酒場等）の運営
不 動 産 事 業	不動産の賃貸・管理・仲介・売買等
そ (ホ) テ ル の 事 業 他	ホテル事業における宿泊及び飲食・サービスの提供等

(9) 主要な事業所及び店舗等

① 当社

・本社 福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目10番10号

② 重要な子会社

(介護事業)

株式会社さわやか俱楽部

・本社 福岡県北九州市小倉北区

・介護施設等 71カ所136事業所

都道府県	拠点数	事業所数	都道府県	拠点数	事業所数
北海道	2	4	大阪府	2	2
秋田県	2	3	兵庫県	1	2
新潟県	3	6	三重県	1	2
千葉県	3	4	愛媛県	1	3
栃木県	5	9	福岡県	42	87
埼玉県	2	2	大分県	3	5
愛知県	2	3	合計	71	136
京都府	2	4			

(カラオケ事業・飲食事業)

株式会社ボナ一

・本社 福岡県北九州市小倉北区

・カラオケ店舗 97店舗

都道府県	店舗数	都道府県	店舗数	都道府県	店舗数
東京都	6	三重県	1	熊本県	4
神奈川県	2	広島県	3	大分県	8
茨城县	1	山口県	9	宮崎県	6
静岡県	1	福岡県	36	鹿児島県	4
兵庫県	2	佐賀県	4	沖縄県	6
滋賀県	1	長崎県	3	合計	97

・飲食店舗 (国内) 25店舗

都道府県	店舗数	都道府県	店舗数
東京都	1	宮崎県	2
福岡県	18	沖縄県	1
熊本県	1	合計	25
大分県	2		

Bonheure(Thailand)Co., Ltd.
 ・本社 Bangkok,Thailand
 ・飲食店舗 (国外) 3店舗

国名	店舗数
タイ	3

KANTEKIYA(THAILAND)CO.,LTD.
 ・本社 Bangkok,Thailand

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,911名	125名増

(注) 上記従業員には、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）2,349名は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
26名	3名減	41.9歳	7.5年

(注) 当社は、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）を雇用しておりません。

(11) 主要な借入先

借入先	借入残額
株式会社西日本シティ銀行	3,457,798 千円
株式会社関西アーバン銀行	1,153,700
株式会社鹿児島銀行	769,400
株式会社新生銀行	765,000
株式会社三井住友銀行	751,023

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、企業の社会性を重視し、社会貢献活動として様々な取り組みを行い、地域との密着をはかっています。

その一環として現在、地元北九州市で年に数回開催している著名講師を招いての文化セミナーは、第24回目を迎えました。

また、チャイルドスponsaシップへの寄付活動やラオスでの小学校建設を通じて、貧困や病気、災害、紛争などに苦しむ世界の子供たちの支援を行っているほか、NPO法人テラ・ルネッサンスによる元子ども兵社会復帰プロジェクトにも寄付を行っています。

そのほか、路上生活の方々へ週一回、炊き出しの支援活動も行っております。一人でも多くの方に支援の手が差し伸べられるように取り組んでおります。

平成17年3月の福岡西方沖地震や平成23年3月の東日本大震災では、当社グループの高齢者施設で高齢被災者の方々の無償受け入れを行いましたが、平成28年4月14日に発生した熊本地震におきましても、翌日には被災された高齢者の方々の無償受け入れを表明し、30名以上の受け入れを行っております。また、被災地へお米や飲料水、食料品、衣料品、生活備品等の支援物資の運搬を行うとともに、支援街頭募金を実施するなどして、出来る限りの支援活動に努めております。

今後におきましても、経済活動のみならず、社会への貢献が企業の重要な責務であると考え、積極的に取り組んでまいります。

2. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 58,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,618,800株 (自己株式1,652,676株を含む。)
- (3) 株 主 数 5,250名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数(株)	持 株 比 率
株式会社ウチヤマフューチャー	6,375,100 株	31.93 %
内山 文治	2,212,520	11.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,439,700	7.21
内山 孝子	868,020	4.35
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	775,000	3.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	612,900	3.07
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	499,700	2.50
ウチヤマホールディングス従業員持株会	499,000	2.50
株式会社エクシング	304,800	1.53
株式会社第一興商	280,000	1.40

(注) 当社は、自己株式1,652,676株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年11月19日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、平成27年11月20日から平成28年3月31日までの期間において、1,652,300株の自己株式を総額815,273,500円で市場から取得いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成28年3月31日現在)

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
内 山 文 治	代 表 取 締 役 社 長	株式会社さわやか倶楽部代表取締役社長
生 嶋 伸 一	専 務 取 締 役	株式会社ボナー代表取締役会長
竹 村 義 明	専 務 取 締 役	株式会社さわやか倶楽部専務取締役
歌 野 繁 美	専 務 取 締 役	株式会社ボナー代表取締役社長
山 本 武 博	専 務 取 締 役	経営企画室長、株式会社さわやか倶楽部専務取締役、株式会社ボナー専務取締役
吉 岡 信 之	取 締 役	株式会社さわやか倶楽部取締役
川 村 謙 二	取 締 役	株式会社さわやか倶楽部取締役
二 村 浩 司	取 締 役	株式会社ボナー専務取締役
矢 田 逸 夫	取 締 役	
神 尾 榮 一	取 締 役	税理士法人神尾アンドパートナーズ 株式会社きよくとう監査役
嶋 井 太 郎	常 勤 監 査 役	株式会社さわやか倶楽部監査役 株式会社ボナー監査役
住 川 守	監 査 役	住川守税理士事務所
岸 本 進 一 郎	監 査 役	公認会計士岸本会計事務所

- (注) 1. 取締役矢田逸夫氏、神尾榮一氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役住川守氏、岸本進一郎氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は取締役矢田逸夫氏及び神尾榮一氏を、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 4. 監査役住川守氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役岸本進一郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役矢田逸夫氏及び神尾榮一氏並びに監査役嶋井太郎氏、住川守氏、岸本進一郎氏との間で会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	148,961千円 (2,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	11,526千円 (4,800千円)

(注) 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与は28,494千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 矢田 逸夫

- ア. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

19回中19回出席（出席率100%）し、議案に対し主に出身分野である行政機関で培った経験・見地から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

② 取締役 神尾 榮一

- ア. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

神尾栄一氏の兼職先である税理士法人神尾アンドパートナーズと当社及び子会社株式会社さわやか俱楽部は、税務顧問契約を締結しております。また同氏は株式会社きょくとうの監査役を兼職しております。株式会社きょくとうと当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

就任後開催の取締役会には15回中15回出席（出席率100%）し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 監査役 住川 守

ア. 重要な兼職先と当社との関係

住川守税理士事務所と当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

19回中19回出席（出席率100%）し、税理士としての専門的見地から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

13回中13回出席（出席率100%）し、税理士としての専門的見地から、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 監査役 岸本 進一郎

ア. 重要な兼職先と当社との関係

公認会計士岸本会計事務所と当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

19回中19回出席（出席率100%）し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

13回中13回出席（出席率100%）し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

明治アーク監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたアーク監査法人（消滅監査法人）は、平成28年1月4日付で、明治監査法人（存続監査法人）と合併し、同日付で名称を明治アーク監査法人に変更しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

28,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28,900千円

- (注)
1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
 3. 当社の子会社であるBonheure(Thailand)Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるデューデリジェンス業務等についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っております。その概要は以下のとおりです。

①当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置する。

コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス規程・コンプライアンスマニュアル」により、役員及び従業員等それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。

内部監査室は、代表取締役社長の直轄で、各部門の業務の有効性・効率性の評価を中心とした業務監査を行っている。内部監査室は、当該活動状況を代表取締役社長に報告するとともに取締役会及び監査役会ならびに被監査部門へ報告する。

また総務部内に内部通報の相談窓口を設け、内部通報制度の整備と充実を図る。

取締役による職務執行及び経営の監督機能強化のため、当社は独立性の高い社外取締役の選任を継続的に行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の意思決定及び報告など職務執行に係る情報は、法令・社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できる。

また、情報の管理については、個人情報保護に関する基本方針を定めており、情報セキュリティに関するガイドラインについては一層の充実を図ることとする。

③当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの部門にて、規制・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めて対応する。

業務執行に係るリスク管理及びその対応については内部監査室が監査を行うものとし、その結果の報告を代表取締役社長に行うとともに、取締役会及び監査役会に報告する。その他の全社的なリスク管理及びその対応についてはコンプライアンス委員会が統制し、取締役会に報告を実施していく。

④当社及び当社子会社の取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定める。業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び効率的な達成方法を定め業務を執行する。取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことで全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その達成目標に向け具体策を立案、実行する。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、当社はこれを横断的に推進し、管理する。

また、関係会社に対しては、原則としてその事業に関連する当社の事業を担当する取締役を取締役として派遣し、関係会社の経営陣と密接な連携を保ちつつ機動的運営を図る。

当社は子会社の経営概況及びその他の重要な情報について、月一回開催する当社取締役会において報告することを求める。

子会社の事業運営に関する特に重要な事項の決定については当社の承認を必要とし、取締役会において決議する。

当社の監査役及び内部監査室は、子会社の業務の適正性について調査する。

なお、これら関係会社の経営については、「関係会社管理規程」の定めに従い行うものとする。

⑥財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び子会社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価が出来るよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。

⑦監査役がその補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき従業員はいないが、監査役会からの要請があった場合には、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役の意見交換を経て決定する。

監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

またその補助者の人事異動及び人事評価等については、監査役会の意見・意向を事前に聴取の上、取り運ぶものとする。

⑧当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会に出席し、取締役から業務執行の状況その他重要な事項の報告を受けるほか、その他重要な会議に出席するものとする。

取締役または従業員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。また、当該報告を行った報告者に対して不利益となる取り扱いを行うことを禁じる。

報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会やコンプライアンス委員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることがある。

監査役の職務を執行する上で必要な費用は請求により速やかに支払うものとする。

⑩反社会的勢力への対応

当社グループは、反社会的な団体・個人とは一切の関わりを持たず、企業の社会における公共性を強く認識し、ルールを守り、健全な事業活動を行うことを旨とする。また、不当な要求等が発生した際には、顧問弁護士や所轄の警察署に速やかに連絡・相談を行い、各署と連携して適切な措置を講じていく。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部統制評価チームと内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス

当社は、「コンプライアンス委員会」を毎月開催し各部門における法令遵守状況を確認するとともに指導の方針を決定しております。加えて、各部門の責任者で構成する「コンプライアンス推進会」も毎月開催しており、「コンプライアンス委員会」での決定事項の伝達やコンプライアンス全般についての指導を行っております。

また、総務部内に内部通報の相談窓口を設け、顧問弁護士を外部の相談窓口として、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③リスク管理体制

各部門及び子会社から報告されたリスクに対し、日々幹部会議において内容の確認と対応策の検討を行うとともに、再発防止のための取組みについて協議し、指示通達書や経営戦略会議等を通じて伝達を行っております。

④取締役の職務の執行

当事業年度において取締役会を19回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また、目標の進捗状況を確認し、改善を促すなどして、業務の効率化に努めております。

⑤監査役の職務の執行

当事業年度において監査役会を13回開催しております。また、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、当社代表取締役社長、他の取締役及び会計監査人、内部監査室との間で情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。また、常勤監査役は月例会議等の重要な会議に出席し、業務執行の状況を把握することで監査の実効性の確保を図っております。

⑥内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の国内全拠点の内部監査を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」につきましては、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元については、経営の重要課題であると位置付け、有料老人ホーム、カラオケ・飲食事業等の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことに努めていく所存であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これら剰余金の配当の決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期末の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり5円とし、中間配当（注）を含めた年間配当金につきましては10円とさせていただく予定であります。

（注） 当社は当期におきまして、当社普通株式1株当たり5円の中間配当を行っております。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨て、比率については表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,098,916	流動負債	6,432,527
現金及び預金	9,771,970	買掛金	343,831
売掛金	1,551,065	短期借入金	819,813
商品	64,795	1年内返済予定の長期借入金	2,371,843
販売用不動産	948,994	1年内償還予定の社債	35,000
貯蔵品	39	リース債務	866
繰延税金資産	252,328	未払法人税等	107,819
その他の	1,520,895	賞与引当金	217,384
貸倒引当金	△11,173	ポイント引当金	387,858
固定資産	16,813,493	株主優待引当金	10,175
有形固定資産	11,955,453	資産除去債務	8,333
建物及び構築物	7,494,227	その他の	2,129,601
土地	3,346,595	固定負債	9,194,125
建設仮勘定	81,909	長期借入金	7,032,679
その他の	1,032,721	リース債務	794
無形固定資産	55,202	繰延税金負債	523,622
ソフトウエア	11,662	資産除去債務	199,340
その他の	43,540	その他の	1,437,688
投資その他の資産	4,802,837	負債合計	15,626,653
投資有価証券	490,925	(純資産の部)	
長期貸付金	247,260	株主資本	15,297,345
繰延税金資産	148,661	資本剰余金	2,222,935
敷金及び保証金	2,413,868	利益剰余金	2,676,892
その他の	1,589,996	自己株式	11,213,028
貸倒引当金	△87,875	その他の包括利益累計額	△815,511
		その他有価証券評価差額金	△12,536
		為替換算調整勘定	△13,186
		非支配株主持分	650
		純資産合計	946
資産合計	30,912,409	負債・純資産合計	30,912,409

連結損益計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目				金 額
売 上 高				23,897,098
売 上 原 価				22,197,604
売 上 総 利 益				1,699,494
販売費及び一般管理費				1,570,767
営 業 利 益				128,726
営 業 外 収 益				
受 取 利 息				11,985
受 取 配 当 金				1,277
受 取 手 数 料				101,044
受 取 保 険 金				39,501
補 助 金 収 入				112,127
そ の 他				75,024
				340,959
営 業 外 費 用				
支 払 利 息				123,654
そ の 他				21,130
				144,784
経 常 利 益				324,901
特 別 利 益				
固 定 資 産 売 却 益				1,253,176
投 資 有 価 証 券 売 却 益				127,480
受 取 保 険 金				68,699
負 の の れ ん 発 生 益				20,605
				1,469,963
特 別 損 失				
減 損 損 失				272,780
				272,780
税金等調整前当期純利益				1,522,084
法人税、住民税及び事業税				282,940
法 人 税 等 調 整 額				262,750
当 期 純 利 益				545,690
非支配株主に帰属する当期純損失				976,393
親会社株主に帰属する当期純利益				6,702
				983,096

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社ウチヤマホールディングス
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指 定 社 員	公認会計士	岩崎 哲士	印
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	後藤 正尚	印
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	島田 剛維	印
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウチヤマホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウチヤマホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,518,650	流 動 負 債	86,949
現 金 及 び 預 金	887,247	1年内返済予定の長期借入金	39,920
前 払 費 用	6,579	未 払 金	19,303
繰 延 税 金 資 産	4,157	未 払 費 用	6,794
未 収 還 付 法 人 税 等	37,095	前 受 金	1,393
預 け 金	583,331	預 金	5,654
そ の 他	239	賞 与 引 当 金	3,708
固 定 資 産	3,357,835	株 主 優 待 引 当 金	10,175
有 形 固 定 資 産	6,049	固 定 負 債	141,450
建 物	1,202	長 期 借 入 金	118,500
工 具、器 具 及 び 備 品	4,846	そ の 他	22,950
無 形 固 定 資 産	919	負 債 合 計	228,399
ソ フ ト ウ エ ア	919	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	3,350,866	株 主 資 本	4,648,074
投 資 有 価 証 券	7,907	資 本 金	2,222,935
関 係 会 社 株 式	1,049,718	資 本 剰 余 金	2,676,892
出 資 金	10	資 本 準 備 金	1,939,791
長 期 貸 付 金	121	そ の 他 資 本 剰 余 金	737,100
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,723,752	利 益 剰 余 金	563,757
長 期 前 払 費 用	91	利 益 準 備 金	20,192
保 険 積 立 金	561,658	そ の 他 利 益 剰 余 金	543,565
繰 延 税 金 資 産	7,606	繰 越 利 益 剰 余 金	543,565
		自 己 株 式	△815,511
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	12
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12
		純 資 産 合 計	4,648,086
資 产 合 計	4,876,485	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,876,485

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目				金 額
営 業 収 益				
業 務 受 託 収 入				333,333
経 営 指 導 料				111,056
関 係 会 社 受 取 配 当 金				231,712
				676,101
販売費及び一般管理費				
役 員 報 酬				160,487
給 与 手 当				139,155
賞 与 引 当 金 繰 入				3,708
法 定 福 利 費				28,778
減 価 償 却				4,984
賃 借 料				31,757
支 払 手 数				55,638
株 主 優 待 引 当 金 繰 入				10,032
そ の 他				75,293
				509,836
営 業 利 益				166,264
営 業 外 収 益				
受 取 利 息				43,287
価 証 券 利 息				29
受 取 配 当 金				0
受 取 貸 料				16,060
受 取 事 務 手 数				4,172
そ の 他				5,778
				69,327
営 業 外 費 用				
支 払 利 息				5,297
支 払 事 務 手 数				6,251
				11,548
支 給 税				224,044
税 引 前 当 期 純 利 益				224,044
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税				2,091
法 人 税 等 調 整 額				924
当 期 純 利 益				3,015
				221,028

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社ウチヤマホールディングス
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指 定 社 員	公認会計士	岩崎 哲士	印
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	後藤 正尚	印
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	島田 剛維	印
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウチヤマホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意志疎通及び情報の交換をはかり、必要に応じて事業の報告を受けました。
- 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明治アーケ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人明治アーケ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

株式会社ウチヤマホールディングス 監査役会

常勤監査役	嶋 井 太 郎	印
社外監査役	住 川 守	印
社外監査役	岸 本 進一郎	印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、下記のとおりと致したいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額99,830,620円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

①今後の事業展開に備えるために、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

②平成28年4月1日より地域密着型通所介護が創設され、小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下を予定）が、市町村が指定・監督を行う地域密着型サービスに移行されたことに伴い事業目的を追加するものであります。

③語句訂正その他所要の変更を加えるものであります。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案（変更部分は下線で示す。）のとおり改めたいと存じます。

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 (条文省略) (1)～(2) (条文省略) (3). 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 介護保険法に基づく地域密着型サービスおよび地域密着型介護予防サービス事業 ①夜間対応型訪問介護 ②認知症対応型通所介護および介護予防認知症対応型通所介護 ③小規模多機能型居宅介護および介護予防 小規模多機能型居宅介護 ④認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護 ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑥以上各号に附帯関連する一切の業務 (新設)	(目的) 第2条 (現行どおり) (1)～(2) (現行どおり) (3). 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 <u>(4). 介護保険法に基づく地域密着型サービスおよび地域密着型介護予防サービス事業</u> (削除) ①認知症対応型通所介護および介護予防認知症対応型通所介護 ②小規模多機能型居宅介護および介護予防 小規模多機能型居宅介護 ③認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護 (削除) ④以上各号に附帯関連する一切の業務 <u>(5). 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u> ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③地域密着型特定施設入居者生活介護 ④地域密着型通所介護 ⑤以上各号に附帯関連する一切の業務 <u>(6)～(23) (条文省略)</u>
(4)～(21) (条文省略)	
第3条～第49条 (条文省略)	第3条～第49条 (現行どおり)

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役岸本進一郎氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
岸本 進一郎 (昭和50年6月16日生)	平成13年10月 朝日監査法人（現 有限責任 あすさ監査法人）入所 平成17年6月 公認会計士登録 平成18年4月 公認会計士足立光三事務所入所 平成19年1月 公認会計士岸本会計事務所開設（現任） 平成24年6月 当社監査役（現任） 現在に至る	2,559株

- (注) 1 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2 岸本進一郎氏は社外監査役候補者であります。
3 岸本進一郎氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての識見と経験を有し、企業会計の実務に長年にわたり携わっていることから、直接企業経営に関与した経験を有しないものの当社の社外監査役としての役割を十分に果たすことができるものと判断し、候補者としております。
4 岸本進一郎氏の当社での社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5 監査役候補者の所有する当社株式の数には、ウチヤマホールディングス役員持株会における持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
6 岸本進一郎氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。岸本進一郎氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。

以上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

<会場> ステーションホテル小倉 4階 「吉祥の間」
福岡県北九州市小倉北区浅野1丁目1番1号
TEL 093-541-7111 (代表)

